長周新聞　2021. 6. 23

渡辺氏の訴え全面棄却

梅光学院大学・雇い止めの無効訴えた訴訟

学院の「改革」に意見し

地裁下関支部 正常化へ粘り強く闘う

梅光学院大学（下関市）を二〇一九年三月に雇い止めになった元文学部教員の渡辺玄英氏が雇い止めの不当性と無効を訴えた訴訟の判決が二三日、地裁下関支部（種村好子裁判長）であり、渡辺氏の訴えが棄却された。代理人弁護士は、原告の主張がほとんど検討されておらず、最高裁の判例にも沿わない判決になっているとし、「問題のある判決だ」とした。同学院をめぐっては、その他いくつか裁判がおこなわれている。渡辺氏らは「これらの裁判の目標は、梅光学院という長い歴史を持った優秀な大学が私物化され、長い間培ってきたものを破壊していることへの異議申し立てだ」と強調し、支援者に対し、裁判結果とともに今後も粘り強くたたかっていくことを報告した。

現代詩人でもある渡辺玄英氏は、中野新治学院長（当時）の要請を受け、それまで携わっていた企業経営の職を辞して二〇一二年四月に同学院に赴任し、二〇一九年三月まで七年にわたり文学部の教員としておもに文芸創作の指導を担当していた。当初は「三年間の有期雇用」という契約で梅光学院に着任したが、契約にあたり当時の中野新治学院長から「専任教員として務めてもらいたい」が、形だけ最初は三年間の契約にしてほしい」「そのあと無期雇用にする」との説明を受けていた。

だが、三年が経過した二〇一五年に「大学の経営状況が厳しい」ことを理由に、「新しい教員は全員一年契約にする」という説明を受け、「地位が変わることはない」「雇い止めすることはない」との言葉を信じて一年更新・更新限度三年の契約書に署名押印した（その後、同期の全員が有期雇用となったわけではなく、説明が虚偽であったことも明らかになっている）。

そして二〇一五年秋ごろから、梅光学院はブレインアカデミー（コンサルタント）を招き入れ、中高の教員を対象に苛烈な研修をおこなって退職に追い込んだり、大学でも「改革」と称して大規模な雇い止めを開始した。渡辺氏はその過程で労働組合を結成して、こうした学院の経営方針に異議を唱えてきたところ、「任期満了」を理由に雇い止めを通告された。

渡辺氏側は、最初の契約時に「三年後に無期雇用になる」という約束であったこと、三年を限度とする一年更新の契約に押印したのは「雇い止めになることはない」という説明を受けたからであることなどをあげ、この雇い止めの無効を求めていた。

これに対し学院側は「中野は、三年勤めた後に無期労働契約に転換すると発言していないと明確に証言している」「契約期間を一年とし、契約期間に上限を設けることを説明したうえで（渡辺氏は）署名押印して労働契約を更新した」「原告は更新限度を設けること

判決について報告する渡辺玄英氏（22日）

に特段の反対をしなかった」「中野から更新限度条項のある契約書に署名押印しても、雇い止めされない旨いわれたと主張するが、そのような事実はない」などと反論していた。

代理人弁護士によると、労使間の争いの場合、使用者が優位にあるため、労働者が不利益となる労働条件の変更に署名・押印した場合も、ただちに有効とはされず、労働者に十分な説明がなされていたか、自由意志にもとづいて契約がなされたかなどを示す客観的な事実があるかどうかが判断基準になるという。このたび地裁下関支部は、そうした原則にはふれつつも、渡辺氏が「説明を受けたうえで一度持ち帰り、検討したうえで署名押印した」「異議を申し出ておらず、意味を理解したうえで、自由な意思にもとづいて受諾したと認めるのが相当」などとし、その後に経営陣がおこなった「改革」の経緯について検討しないまま原告の主張を退けている。また、当初の契約時に中野新治学院長が「三年後に無期契約になる」とのべたことについても、「いっていない」とする中野新治の主張を採用している。

地裁下関支部ではこれまで、同じく雇い止めされた矢本浩司氏の地位確認訴訟や、大学教員有志による労働条件の不利益変更をめぐる訴訟などがおこなわれてきた。そのなかで、学院側の「経営が悪化していた」という主張が事実と異なることも明らかになっている。学生たちから信頼を集めていた渡辺氏の雇い止めについては、学院経営陣が進める「改革」やかずかずの法令違反に意見し、組合を立ち上げたり、二〇一五年度末に教員の大量解雇がおこなわれたさいには、同窓生などと一緒に署名運動をとりくんだりしてきたことが理由であることは経緯からも明白で、支援者らは判決に驚きを隠せない様子だった。

裁判は渡辺玄英氏の地位確認を求めるものであるが、「歴史ある梅光学院を教育の場、学問の場として正常化すること」をめざす運動の一環としておこなわれている。